

パブリックコメント意見と市の考え方一覧

NO.	修正後のページ	意見内容(要約)	意見に対する市の考え方	対応	修正前	修正後
1	1	新たな農業ビジョン策定の背景と目的の中で、学研高山第2工区の記述が無いが、記載するべきと思う。	学研高山第2工区のまちづくりの記述を加えます。	修正有	■新たなビジョン策定の背景と目的 また、国道168号(奈良西幹線)や国道163号バイパス線の整備が進んでいることから、更に都市化の進展が見込まれ、農地の多面的機能を十分に発揮させるためにも、都市的土地利用との調和により、保全すべき農地については有効な保全策が必要になります。	■新たなビジョン策定の背景と目的 また、 学研高山第2工区のまちづくりが検討されており 、国道168号(奈良西幹線)や国道163号バイパス線の整備が進んでいることから、更に都市化の進展が見込まれ、農地の多面的機能を十分に発揮させるためにも、都市的土地利用との調和により、保全すべき農地については有効な保全策が必要になります。
2	6~15	6ページからは農家アンケートの内容であるが、11ページの(3)地産地消については「農家アンケート」を含め「飲食店ヒアリング」及び「学校給食センター」の内容もあり、「農家アンケート」、「飲食店ヒアリング」及び「学校給食センターヒアリング」のタイトルが同じ大きさであるので、構成的に不自然さを感じる。	全体的に構成を見やすく、わかりやすく見直します。	修正有		【構成を変更】 「農家アンケート」、「飲食店ヒアリング」及び「学校給食センターヒアリング」の構成を全体的に見直した。
3	9 11	5つの表は市の主な取組とあるが、実績ということか。それならそうと記載しないとわからない。	各課題の中に表を挿入し、わかりやすい構成に変更します。	修正有	【構成を変更】 新規就農者数と耕作面積の表(P10)を 遊休農地活用事業の表(P10)を 鳥獣被害の表(P10)を イノシシ捕獲数の表(P10)を 防除柵補助額の表(P10)を	【構成を変更】 新規就農者数と耕作面積の表(P9)へ 遊休農地活用事業の表(P9)へ 鳥獣被害の表(P11)へ イノシシ捕獲数の表(P11)へ 防除柵補助額の表(P11)へ
4	17	「災害時の防災上の空間の確保」のための具体的な事業及び市の取組内容の記載は。	農地の持つ多面的機能の1つであります「災害時の防災上の空間の確保」については、農地を保全することにより確保・活用ができますので、農地保全の各事業が「災害時の防災上の空間の確保」につながると考えます。	原案のとおり		

パブリックコメント意見と市の考え方一覧

NO.	修正後のページ	意見内容(要約)	意見に対する市の考え方	対応	修正前	修正後
5	17 19 28	本農業ビジョンの重要な点は28ページにある「食と農」の未来を考えるワークショップと考えるため、基本方針の中に「消費者」と「生産者」を結び付ける「食と農の未来会議」という記載を追加してはどうか。 併せて、28ページの「食育教育の促進・推進」にある「地域の“食と農”の未来を考えるワークショップ開催」については、その重要性に鑑みレベルを上げ「生産者」と「消費者」を結び付ける項目を新たに追加した方が構成がまとまると考える。	「消費者」と「生産者」を結び付けることは重要であると考えます。17ページに記載を加えるとともに、28ページの構成を見直します。	修正有	<p>■基本方針(P17) これらの基本方針ごとに施策を具体化するとともに、めまぐるしく変わる社会環境の課題に柔軟に対応するため、地域のみなさんの意見を聞きながら、基本方針の必要な見直しを行います。</p> <p>■個別の施策(P19) —</p> <p>■具体的な事業と取組内容等(P28)</p>	<p>■基本方針(P17) これらの基本方針ごとに施策を具体化するとともに、めまぐるしく変わる社会環境の課題に柔軟に対応するため、「消費者」と「生産者」を結び付ける「食と農の未来会議」などにより、様々な方の意見を聞きながら、基本方針の必要な見直しを行います。</p> <p>■個別の施策(P19) (1)生産者と消費者の結びつき強化</p> <p>■具体的な事業と取組内容等(P28) 【構成を変更】</p>
6	18	「プロ農業者」とは何か。 また、「プロ農業者の育成・確保」は誰が行うのか。	本ビジョンでは「プロ農業者」とは、認定新規就農者や認定農業者、農業法人等であり、農業収入で生計を立てている農業者をいいます。「プロ農業者の育成・確保」は、市農林課・市農業委員会・JAなど農業関係団体が連携して推進する必要があると考えます。	原案のとおり		
7	18	販売促進のための取組にある「地場野菜等の販売流通の促進」について、販売の促進だけでなく、消費者に対しての情報の発信も具体的な事業に入っていることから、そのようなタイトルの記載も必要と考える。	記載を加えます。	修正有	<p>■販売促進のための取組(P18) 個別の施策 (2)地場野菜等の販売流通の促進</p>	<p>■販売促進のための取組(P18) 個別の施策 (2)地場野菜等の販売流通の促進と消費者向け情報の強化</p>

パブリックコメント意見と市の考え方一覧

NO.	修正後のページ	意見内容(要約)	意見に対する市の考え方	対応	修正前	修正後
8	19 27	4つの基本方針の中の「鳥獣被害への徹底した対応」について、被害状況に関して大学等と連携しつつ、状況把握することによって被害予測をし、より効果的な対策が可能になると考える。	有害獣による被害状況の把握の記載とともに、26ページの市の取組である「捕獲実績、防除柵等の基礎データ整備」を市の取組として記載します。	修正有	<p>■個別施策(P19)</p> <p>(1)有害鳥獣被害防止対策の促進</p> <p>(2)里山林の管理強化による鳥獣被害の抑制</p> <p>—</p>	<p>■個別施策(P19)</p> <p>(1)有害鳥獣被害防止対策の促進</p> <p>(2)里山林の管理強化による鳥獣被害の抑制</p> <p>(3)有害獣による被害状況の把握</p> <p>■(3)有害獣による被害状況の把握(P27)</p> <p>具体的な事業</p> <p>有害獣による被害状況の把握</p> <p>内容</p> <p>地域からの被害情報などにより、有害獣による被害状況を把握し、効果的な防止対策を促進・推進します。</p> <p>実施体制</p> <p><主体>農家区、市</p> <p>市の取組</p> <p>捕獲実績、防除柵等の基礎データ整備</p> <p>大学等の研究機関との連携</p>
9	20	「プロ農業者のリクルート強化」は誰が行うのか。	認定新規就農者や認定農業者、農業法人等については、市農林課が県担い手農地マネジメント課やJAと情報共有し、誘致していきます。	原案のとおり		
10	20	「農地中間管理機構と連携」や「経営相談と専門家派遣」は県と調整できているのか。 また、「農地中間管理機構と連携」は成果が上がるのか。	農地中間管理事業の推進に関する法律の改正により、生駒市でも、農地中間管理機構の利用ができるようになりますので、これからは、より一層連携が進み、農地集積などが進むと考えます。経営相談や専門家派遣については、県との調整はできています。	原案のとおり		
11	20	プロ農業者が少ない中、「経営相談と専門家派遣」を行う必要があるのか。	プロ農業者の持続的で安定的な経営を支援する上でも必要であると考えます。	原案のとおり		

パブリックコメント意見と市の考え方一覧

NO.	修正後のページ	意見内容(要約)	意見に対する市の考え方	対応	修正前	修正後
12	20	「農園見学会の実施」、「農地情報の提供」、「農地の積極的な斡旋」は広義には同様の内容と思うので、一つにまとめてはどうか。また、「農地バンク制度の整備」は活用の記載もいるのでは。	「農園見学会の実施」、「農地情報の提供」、「農地の積極的な斡旋」をまとめて、「農地の積極的な斡旋」に変更します。また、「農地バンクの整備・活用」に修正します。	修正有	<ul style="list-style-type: none"> ■プロ農業者のリクルート強化(P20) 農地バンク制度の整備 農園見学会の実施 農地情報の提供 ■認定農業者制度の推進(P20) 農地バンク制度の整備 ■農地の集積・集約化の推進(P20) 農地バンク制度の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■プロ農業者のリクルート強化(P20) 農地バンク制度の整備・活用 「農園見学会の実施」を削除 「農地情報の提供」を削除 ■認定農業者制度の推進(P20) 農地バンク制度の整備・活用 ■農地の集積・集約化の推進(P20) 農地バンク制度の整備・活用
13	20~31	具体的な事業と取組内容等について、各々の計画(事業概要・事業費・対象者・回数・人数等)は記載しないのか。	各事業については、実施手法を検討の上、計画に基づいて実施していきます。	原案のとおり		

パブリックコメント意見と市の考え方一覧

NO.	修正後のページ	意見内容(要約)	意見に対する市の考え方	対応	修正前	修正後
14	20～32	具体的な取組内容等について、実施体制にJAが一つもないが、なぜか。	JAと協議した結果、具体的な取組においては、市と連携しながら進めることとなるため、市の取組の中に記載します。	修正有	<p>■プロ農業者のリクルート強化(P20)</p> <p>—</p> <p>■遊休農地発生防止対策の推進(P22) 遊休農地の耕作指導</p> <p>■小規模農業者の営農意欲向上(P23)</p> <p>—</p> <p>■地場野菜等の販売支援・購入機会の拡大(P23)</p> <p>—</p> <p>■生駒の農作物のブランド化(特産品づくり)(P24)</p> <p>—</p> <p>■市民農園の実施(P29) 農作物の育成相談</p> <p>■1 計画の推進体制(P31) 本ビジョンの推進に当たっては、農業者、農家区、市民、農業関係団体、農業者、農業委員会及び市が、それぞれの役割と責任を果たしていくとともに、農業全般に関して情報共有する機会を設けるなど、相互に連携しながら取り組んでいきます。</p>	<p>■プロ農業者のリクルート強化(P20)</p> <p>JAならけん等と連携した営農指導・相談・販売支援</p> <p>■遊休農地発生防止対策の推進(P22) JAならけんと連携した遊休農地の耕作指導</p> <p>■小規模農業者の営農意欲向上(P23)</p> <p>JAならけん等と連携した営農指導・相談・販売支援</p> <p>■地場野菜等の販売支援・購入機会の拡大(P23) JAならけんと連携した青空市場の開催</p> <p>■生駒の農作物のブランド化(特産品づくり)(P25) JAならけん等と連携した営農指導・相談・販売支援</p> <p>■市民農園の実施(P29) JAならけんと連携した農作物の育成相談</p> <p>■1 計画の推進体制(P32) 本ビジョンの推進に当たっては、農業者、農家区、市民、JAならけんなど農業関係団体、農業者、農業委員会及び市が、それぞれの役割と責任を果たしていくとともに、農業全般に関して情報共有する機会を設けるなど、相互に連携しながら取り組んでいきます。</p>
15	21	農業用施設の改修促進において、「補助」と「原材料支給」の予算は。	各年度の事業計画の中で、農業ビジョンに即して検討し予算を計上します。	原案のとおり		

パブリックコメント意見と市の考え方一覧

NO.	修正後のページ	意見内容(要約)	意見に対する市の考え方	対応	修正前	修正後
16	21	農業用施設の改修促進における「農業関係団体」と農業環境の整備における「農業関係団体」は同じ団体か。具体的な名称を記載する方がわかりやすいのではないかと。	農業用施設の改修促進の団体は、農家区1団体と考えていますので、わかりやすく農家区に変更します。農業環境整備にある農業関係団体は、JAや土地改良区などですので、変更せず用語解説で対応します。	修正有	■農業用施設の改修促進(P21) 農業関係団体	■農業用施設の改修促進(P21) 農家区
17	21	スマート農業の促進について、「ロボット」、「AI」、「IOT」は生駒では具体的に何をやるのか。また、スマート農業は確立されたものではないため、「現在は未定」などと記載する必要があるのではないかと。さらに、実施体制に法人も入れるべきではないかと。	全国的な労力不足や高齢化に対応するため、積極的に生駒の農業に適応したスマート農業の情報を取り入れ、農業者に情報を発信していくことは重要な取組と考えています。また、実施体制に法人も加えます。	修正有	■スマート農業の促進(P21) 農業者 —	■スマート農業の促進(P21) 農業者 法人
18	22	農地付き空き家住宅の利用促進について、実施体制に土地所有者を入れる必要があるのではないかと。	実施体制に、空き家所有者を加えます。	修正有	■就農希望者の移住・定住促進(P21) 就農移住定住者 —	■就農希望者の移住・定住促進(P22) 就農移住定住者 空き家所有者
19	22 25 27 31	各々の成果指標がどれに対する成果指標なのかわからない。	各基本方針に対しての成果指標となっていますが、どの項目に対する成果指標かわかりやすくします。	修正有		【表示方法を変更】 表示方法で、どの取組内容の成果指標かわかりやすくしました。
20	23	具体的な事業と取組内容等について、実施体制に「市」とあるが、「農林課」でいいのでは。	農業振興は、市農林課だけではなく、福祉や教育など多様な部署が関わりますので「市」が良いと考えます。	原案のとおり		
21	23	小規模農業者の意欲向上について、「飲食店等の農作物ニーズの把握」や「収益性の高い農作物の情報提供」とあるが、実施可能か。	飲食店等とのワークショップなどにより実施可能と考えます。	原案のとおり		
22	23	地場野菜等の販売流通の促進について、実施体制にある「事業者」と「飲食店等」の違いは。	飲食店等は、飲食店と店舗(スーパー等)を想定しています。事業者は、流通事業者等を想定しています。	原案のとおり		
23	24	地場野菜等の販売流通の促進について、実施体制にある「市民」は「自治会」の間違いではないのか。	魅力推進の事業は、自治会への移動販売だけでなく、生駒駅など他の場所でも行うため、市民が良いと考えます。	原案のとおり		
24	24	具体的な取組と内容等について、学校給食用食材に係る販売価格の差額補償をしているのであれば、実施体制に「市」の記載も入れておくべきでは。	市が行っている差額補償は、農業者が、学校給食用食材を納入するきっかけとなる支援があります。あくまで実施体制の主体は農業者と考えます。	原案のとおり		

パブリックコメント意見と市の考え方一覧

NO.	修正後のページ	意見内容(要約)	意見に対する市の考え方	対応	修正前	修正後
25	25	生駒の農作物のブランド化について、「生駒市独自の特産品づくりの取組を進めます。」とあるが、市役所が特産品づくりをするのか。また、ブランドづくりは市やJAが実施主体とならないとできないのでは。	農作物等の育成等はあくまでも農業であり、ブランド化についても、市やJAが主導するのではなく、農業者が消費者のニーズに則した作物を育成し続けることにより、ロコミやネット等で広がり生駒のブランドが定着すると考えます。市やJAは、その広がりを支援していくものと考えています。	原案のとおり		
26	25	地場野菜等の6次産業化について、「農商工連携による、地場野菜等の6次産業化を促進します。」とあるが、なぜ「工」がいるのか。	第6次産業の加工となれば、工業者との連携も視野に入れる必要があると考えます。	原案のとおり		
27	25	地場野菜等の6次産業化について、実施体制の「事業者」とは。	店舗、企業等を想定しています。	原案のとおり		
28	25	地場野菜等の6次産業化について、市の取組にある「県等」とは。また、県は農業振興地域がない生駒市への支援をしてくれないのでは。	「県等」とは、奈良県と奈良第6次産業化サポートセンターです。県等の支援は、農業振興地域指定の有無にかかわらず受けられます。	原案のとおり		
29	29	生駒の農業の未来を切り開くために必須である「有機農業者普及啓発/減農薬の推進」を新農業ビジョンの基本目標とすべきである。	基本理念に「みんなで取り組む食・農・環境の持続性強化と未来への展開」とし、農業と環境の重要性を示しています。生駒市のほとんどの農業者は、自家消費がほとんどであり、既に有機農業と減農薬に取り組まれています。また、プロ農業者についても、有機農業等環境にやさしい農業に取り組まれておられる状況で、前農業ビジョンの基本目標である有機農業等の啓発については、達成できていると考えます。	原案のとおり		
30	33～61	農業ビジョン推進懇話会で行った消費者ワークショップの結果も載せてほしい。(生駒市農業ビジョン推進懇話会 第12回会議録 消費者ワークショップについて)	農業ビジョン策定の基礎資料となった農家アンケートや消費者ワークショップの概要を資料編で挿入します。	修正有	—	【資料編で以下を追加】 1.「生駒市農業ビジョン推進懇話会について」 2.「生駒市農業ビジョン推進懇話会の開催内容と取組」
31		写真などを利用し、見て楽しいビジョンにしてほしい。	取組内容等がイメージしやすいよう、写真を挿入します。	修正有	—	【各所に写真を挿入】